



2024年6月4日

各位

会社名 株式会社ファーストステージ  
代表者名 代表取締役社長 本田 誠二  
(コード番号 2985 TOKYO PRO Market)  
問合せ先 取締役管理本部長 谷口 恵亮  
TEL 06-6347-1106  
URL <https://www.1st-stage.co.jp/>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日に開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社が所属する投資用不動産市場は、地価の上昇、原材料コストや人件費の高騰及び金利上昇局面など厳しい市場環境に置かれており、2025年3月期以降においても、市場環境は不透明さを増しております。このような中建築プロセスの最適化やサプライチェーンの効率化を進め、コスト削減と事業効率化の向上を進めるためには経営の迅速な意思決定を図り、効率的な経営管理を図るための体制の見直しと致しまして監査役会を廃止することといたしました。

つきましては、監査役会に関する規定の削除を行うための定款の一部変更を行うものであります。  
(変更案第5章)

なお、監査役は1名体制となりますが、従来通り監査役は取締役会等に参加し、取締役の職務執行状況を監査するとともに適宜必要な意見を述べていく方針であり、コーポレートガバナンスの充実及び強化の取り組みも継続して参ります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

改定前 (旧)	改訂後 (新)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>  (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、 <u>監査役及び監査役会</u> を置く。	第5章 <u>監査役</u>  (監査役の設置) 第31条 当社は、 <u>監査役</u> を置く。

<p>(監査役の員数) 第 32 条 当社の監査役は、<u>3 名以上 5 名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 33 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期) 第 34 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の員数) 第 32 条 当社の監査役は、<u>3 名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期) 第 34 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、前項に示す招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

(監査役の報酬等) <u>第 40 条</u> (条文省略)	(監査役の報酬等) <u>第 35 条</u> (現行どおり)
(監査役の責任限定) <u>第 41 条</u> (条文省略)	(監査役の責任限定) <u>第 36 条</u> (現行どおり)

以上